

令和 8 年度

## 水質検査計画

### 水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点
4. 水質検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 臨時の水質検査に関する事項
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他

うきは市水環境課

## 1.水質検査計画に関する基本方針

うきは市水環境課では、簡易水道事業に加入していただいている世帯（西屋形・千代久・冠・八竜）の皆さまに「安全で安心な」水道水を供給するため、水源の水質を常に把握し、その状況に応じた適切な浄水処理を行なわなければなりません。

また、うきは市内の住宅における専用水道事業についても同様です。

うきは市水環境課では、水道法で義務付けられている水質検査基準項目について、検査を実施します。

水道水の検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

## 2.水道事業の概要

うきは市の水道事業は、簡易水道と専用水道事業を行っています。

簡易水道事業では、富永簡易水道事業と鷹取簡易水道事業の2事業を行っており、両簡易水道については別々の地下水を水源としております。

また、専用水道事業については、市営西隈上団地（※）、市営一の瀬団地、県営一の瀬団地、市営高見団地、県営蓮町団地、市営西福益団地、市営新治団地、に上水を供給していますが、それぞれ同敷地内の地下水を水源としています。

（※市営西隈上団地は、建替え（令和10年度完成予定）による解体のため提供中止。

以下、同じとする。）

### （1）簡易水道事業

令和7年度給水状況

給水区域	うきは市吉井町富永及び鷹取の一部
給水人口	624 人
給水戸数	237 戸（事業所10、県立浮羽究真館高校を含まない）

\* 富永簡易水道では、県立浮羽究真館高校にも給水を行っています。

### ○富永浄水場系統（自己水源）

富永浄水場系統は、千代久地区に井戸をさく井しており、それを水源とし同一敷地にある富永浄水場へ揚水しています。富永浄水場では、除マンガン除去及び塩素での消毒処理

を行い、場内の配水池に貯水し、加圧ポンプにて富永地区へ給水しています。

富永浄水場	
事業主体	うきは市
所在地	うきは市吉井町富永 1997 番地 4
原水種別	地下水
処理方法	除マンガン 塩素処理（次亜塩素酸ソーダ）
配水池容量（ $\text{m}^3$ ）	175（100 $\text{m}^3$ . 75 $\text{m}^3$ ）
給水能力（ $\text{m}^3$ / 日）	300
一日最大給水量（ $\text{m}^3$ / 日）	247
一日平均給水量（ $\text{m}^3$ / 日）	180

#### ○鷹取浄水場系統（自己水源）

鷹取浄水場系統は、鷹取地区に井戸をさく井しており、その水源から鷹取浄水場まで揚水しています。鷹取浄水場では、急速ろ過装置でのろ過及び塩素での消毒処理を行い、鷹取配水池に貯水し、自然流下にて鷹取地区へ給水しています。

鷹取浄水場	
事業主体	うきは市
所在地	うきは市吉井町鷹取 1451 番地 17
原水種別	地下水
処理方法	急速ろ過 塩素処理（次亜塩素酸ソーダ）
配水池容量（ $\text{m}^3$ ）	36.75
給水能力（ $\text{m}^3$ / 日）	120
一日最大給水量（ $\text{m}^3$ / 日）	114
一日平均給水量（ $\text{m}^3$ / 日）	91

## (2) 専用水道事業

### 令和7年度給水状況

団地名	給水戸数	給水人口
市営西隈上団地※	—	—
市営一の瀬団地	42 戸	64 人
県営一の瀬団地	51 戸	86 人
市営高見団地	38 戸	59 人
県営蓮町団地	75 戸	138 人
市営西福益団地	49 戸	78 人
市営新治団地	54 戸	99 人

※2.水道事業の概要の注釈参照

## 3.原水の状況並びに水質管理上の注意点

### (1) 原水の状況

うきは市の富永簡易水道の原水は、うきは市吉井町富永の千代久地区にて井戸をさく井し、それを原水としています。富永簡易水道事業は昭和35年（創設）給水開始しており、水の供給を行っていましたが、その後昭和59年度に近年の生活水準の向上により使用水量が増加したため、水の供給の安定をはかるため井戸を掘り直しました。

一方、鷹取簡易水道の原水は、うきは市吉井町鷹取の八竜地区にて井戸をさく井し、それを原水としています。

また、専用水道の原水も、住宅の敷地内に井戸をさく井し、それを原水としています。

### (2) 水質管理上の注意点

うきは市の簡易水道と専用水道では地下水を原水としており、水道事業を行っていない他の地区についても地下水での生活を昔からしているほど良質な水質を保っています。しかし、水源の周辺地域には住宅地や田、畑があり生活雑排水や農薬が、地下水に影響を及ぼす可能性があります。また、夏場には水温が高くなるため残留塩素濃度の低下など衛生上の管理にも注意が必要です。

#### 4.水質検査地点

うきは市では、次の箇所にて毎日検査及び水質基準項目の検査を実施します。  
簡易水道の検査地点については別紙地図をご参照ください。

a) 毎日検査地点（色、濁り、臭い、残留塩素）

NO	区分	検査地点
1	簡易水道	うきは市吉井町富永地内（個人宅）
2	簡易水道	うきは市吉井町鷹取地内（個人宅）
3	専用水道	市営西隈上団地（ポンプ室）※
4	専用水道	市営、県営一の瀬団地（ポンプ室）
5	専用水道	市営高見団地（ポンプ室）
6	専用水道	県営蓮町団地（個人宅）
7	専用水道	市営西福益団地（個人宅）
8	専用水道	市営新治団地（個人宅）

※2.水道事業の概要の注釈参照

b) 水質基準項目検査地点

NO	区分	採水場所	住所
1	簡易水道	西屋形区公民館	うきは市吉井町富永 779 番地 5
2	簡易水道	鷹取親水公園	うきは市吉井町鷹取 1075 番地 2
3	専用水道	市営西隈上団地※	うきは市浮羽町朝田 261 番地 1
4	専用水道	市営、県営一の瀬団地	うきは市浮羽町朝田 1257 番地 1
5	専用水道	市営高見団地	うきは市浮羽町高見 93 番地
6	専用水道	県営蓮町団地	うきは市吉井町福益 81 番地
7	専用水道	市営西福益団地	うきは市吉井町福益 78 番地 1
8	専用水道	市営新治団地	うきは市吉井町新治 599 番地 1

※2.水道事業の概要の注釈参照

#### 5.検査項目と検査頻度

別紙一覧表にて、各施設の検査頻度を示しています。また、検査項目については、環境省通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）」別添 1、5 を抜粋して表示しています。

## 6. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化した時
- (2) 水源に異常があった時
- (3) 水源付近、給水区域周辺等において消化器系感染症が流行している時
- (4) 浄水過程に異常があった時
- (5) その他、特に必要があると認められた時

## 7. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等）により行います。

水質基準項目及び臨時の水質検査業務については、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、水道法の定めにより毎事業年度前に策定し、公表するとともに、検査結果についても公表します。

なお、公表の方法は、水環境課窓口にて公表します。

## 9. その他

### (1) 水質検査結果の評価

水質検査結果については供給水の検査結果が、水道法に規定された水質基準を満たしていることを確認し、必要な措置を講じていきます。

### (2) 水質検査計画の見直し

供給水の水質検査の結果だけでなく、水源の状況や浄水場の工程管理等も評価し、次年度における検査計画に反映させます。

(3) 水質検査結果の精度及び信頼性の保証

水質検査における分析の精度のほか、信頼性の保証も併せて求められています。水質検査業務については厚生労働大臣登録機関に委託していますが、契約時等に水質検査の信頼性確保に関する取組について確認を行っています。

(4) 関係機関との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、市市民生活課、市保健課、県保健福祉事務所、河川管理者である県土事務所等と情報交換を図りながら、連携した現地調査と適正な浄水方法を行い、水道水の安全確保に努めます。

**【お問い合わせ先】**

うきは市役所 水環境課

上下水道管理第二係

福岡県うきは市吉井町新治 316 番地

電話：0943 - 75 - 4983（直通）

Fax：0943 - 75 - 5509



別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否		
一	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可		
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可		
2	大腸菌						
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 <sup>注1</sup>	概ね3月に1回以上	注2の通り	注4の通り		
4	水銀及びその化合物						
5	セレン及びその化合物						
6	鉛及びその化合物					不可	注5の通り
7	ヒ素及びその化合物					一定の場合可 <sup>注1</sup>	注4の通り
8	六価クロム化合物					不可	注5の通り
9	亜硝酸態窒素					一定の場合可 <sup>注1</sup>	不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン					不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					一定の場合可 <sup>注1</sup>	注2の通り
12	フッ素及びその化合物						
13	ホウ素及びその化合物						
14	四塩化炭素						
15	1,4-ジオキサン						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						
17	ジクロロメタン						
18	テトラクロロエチレン						
19	トリクロロエチレン						
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	注3の通り	注7の通り				
21	ベンゼン	注2の通り	注6の通り				
22	塩素酸	不可	不可	不可			
23	クロロ酢酸						

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否	
24	クロロホルム	不可	概ね3月に1回以上	不可	不可	
25	ジクロロ酢酸					
26	ジブロモクロロメタン					
27	臭素酸	不可	概ね3月に1回以上	不可	注4の通り。(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可	
29	トリクロロ酢酸					
30	プロモジクロロメタン					
31	ブロモホルム					
32	ホルムアルデヒド					
33	亜鉛及びその化合物				注2の通り	注5の通り
34	アルミニウム及びその化合物					
35	鉄及びその化合物					
36	銅及びその化合物					
37	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 <sup>注1</sup>	注4の通り			
38	マンガン及びその化合物	不可				
39	塩化物イオン	一定の場合可 <sup>注1</sup>	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		概ね3月に1回以上	注2の通り	注4の通り	
41	蒸発残留物					
42	陰イオン界面活性剤					

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
43	(4 S, 4 a S, 8 a R) - オクタヒドロ - 4, 8 a - ジメチルナフタレン - 4 a (2 H) - オール (別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
44	1, 2, 7, 7 - テトラメチルピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン - 2 - オール (別名2 - メチルイソボルネオール)				
45	非イオン界面活性剤	一定の場合 <sup>注1</sup>	概ね3月に1回以上	注2の通り	注4の通り
46	フェノール類				
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
48	pH値				
49	味				
50	臭気				
51	色度				
52	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注6 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注7 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

別添5 水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）まで測定すること。この場合において、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項 目	基 準 値	検 査 方 法	変動係数
1 一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 I C P法 I C P—MS法	10% 10% 10%
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化—原子吸光光度法	10%
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 I C P—MS法 水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—I C P法	10% 10% 10% 10%
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 I C P法 I C P—MS法	10% 10% 10%
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 I C P—MS法 水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—I C P法	10% 10% 10% 10%
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 I C P法 I C P—MS法	10% 10% 10%
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光光度法	10%
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	I C P法 I C P—MS法	10% 10%
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	P T—G C—MS法 H S—G C—MS法	20% 20%
15 1, 4—ジオキサン	0.05mg/L以下	P T—G C—MS法 H S—G C—MS法 固相抽出—G C—MS法	20% 20% 20%
16 シス—1, 2—ジクロロエチレン及びトランス—1, 2—ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	P T—G C—MS法 H S—G C—MS法	20% 20%

項	目	基 準 値	検 査 方 法	変動係数
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg/L以下	-	-
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
22	塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法 液体クロマトグラフ-質量分析法	10% 10%
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法 高速液体クロマトグラフ-質量分析法	20% 20%
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法 高速液体クロマトグラフ-質量分析法	20% 20%
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
27	臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法 液体クロマトグラフ-質量分析法	10% 10%
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルム ごとに、それぞれ23の項、25の項、29の 項及び30の項に掲げる方法	-
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法 高速液体クロマトグラフ-質量分析法	20% 20%
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 誘導体化-高速液体クロマトグラフ法 誘導体化-液体クロマトグラフ-質量 分析法	20% 20% 20%
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	フレイムレス-原子吸光光度法 フレイム-原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%

項 目	基 準 値	検 査 方 法	変動係数
36 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
37 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 イオンクロマトグラフ法（陽イオン）	10% 10% 10% 10% 10%
38 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法	10% 10% 10% 10%
39 塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン） 滴定法	10% 10%
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP—MS法 イオンクロマトグラフ法（陽イオン） 滴定法	10% 10% 10% 10% 10%
41 蒸発残留物	500mg/L以下	重量法	—
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法 液体クロマトグラフ—質量分析法	20% 20%
43 (4S, 4aS, 8aR)—オクタヒドロ—4, 8a—ジメチルナフタレン—4a(2H)—オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下	PT—GC—MS法 HS—GC—MS法 固相抽出—GC—MS法 SPME—GC—MS法	20% 20% 20% 20%
44 1, 2, 7, 7—テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン—2—オール（別名2—メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下	PT—GC—MS法 HS—GC—MS法 固相抽出—GC—MS法 SPME—GC—MS法	20% 20% 20% 20%
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出—吸光光度法 固相抽出—高速液体クロマトグラフ法	20% 20%
46 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出—誘導体化—GC—MS法 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法	20% 20%
47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	全有機炭素計測定法 連続自動測定機器による全有機炭素計測定法	20% 20%
48 pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	—
49 味	異常でないこと	官能法	—
50 臭 気	異常でないこと	官能法	—
51 色 度	5度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法	— 20% 20%



# 別紙

給水区域拡大図 (A1) S=1/5,000  
(A3) S=1/10,000



名称	区分	面積 (km <sup>2</sup> )	
		旧	新
行政区域	(うきは市全体)	117.55	117.55
鷹取簡易水道	■ 既存区域	0.50	0.50
富永簡易水道	■ 既存区域	0.48	0.48
	■ 拡張区域		
	① 下流部の一部		0.005
	② 流路原、鳥越の一部		0.066
	③ 上流部、原の一部		0.012
	④ 上流部、中水落、上車分の一部		0.017
	(拡張区域 小計)		0.100
	■ 富永簡易水道 計	0.48	0.58

鷹取簡易水道

鷹取工業団地

水質基準項目検査地点

浮羽究真館高校

千代久水源 (深井戸 300m<sup>3</sup>/日)  
千代久浄水場  
(除マンガン装置追加)

水質基準項目検査地点

毎日検査地点

千代久  
加圧ポンプ場

毎日検査地点

富永簡易水道

冠・八竜地区浄水場  
(急速ろ過機追加)

一ノ瀬水源井  
深井戸 120m<sup>3</sup>/日

凡 例

	行政区域
	簡易水道給水区域 (届出対象、既存区域)
	簡易水道給水区域 (届出対象、拡張区域)
	簡易水道給水区域 (対象外)
	配水本管

0 500m

工事名	富永・鷹取簡易水道事業 変更届出書作成業務委託		
図面名	富永簡易水道 給水区域拡大図		
縮尺	(A1) 1/5,000 (A3) 1/10,000	図面番号	02
設計	平成 28 年 10 月		

福岡県うきは市